

12月3日、水際強化に係る新たな措置(21)が公表されております。

「オミクロン株に対する水際措置の強化(2)」(令和3年12月4日午前0時から実施)となります。

日本人の帰国者等に関する話となりますので、お忙しいところ恐縮ですが会員企業等への周知に御協力のほどよろしくお願いいたします。

詳細は以下及び内閣官房HPを御参照ください。

○水際対策強化に係る新たな措置(21)について(内閣官房HP)

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku4_20211203.pdf

【概要】

12月4日(土)午前0時(日本時間)以降、デルタ株等のオミクロン株以外の変異株による3日間指定国・地域からの帰国者・再入国者等のうち、有効なワクチン接種証明書保持者については、検疫所の待機施設での3日間待機を求めず、14日間の自宅待機措置に切り替えることとします。

【参考】

※「水際対策強化に係る新たな措置(17)」について

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwakyouka_area_20210917.pdf

※「水際対策強化に係る新たな措置(20)」について

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku1_20211129.pdf